

## 平成 30 年度第 5 回農業委員会総会 議事録

1. 開催場所：平成 31 年 3 月 11 日（月）9 時開会
2. 場所：馬路村役場 2 階会議室
3. 出席者：井上博俊、笹岡俊、内原博信、大田耕司、川内みさ、湯浅雅文
4. 欠席者：小松博
5. 議題：①委員の辞任について  
②農地法第 5 条に係る申請について  
③農地パトロールの実施について  
④その他

### 6. 議事

(副会長)

定刻がまいりましたので始めます。

本日の出席は 6 名です。

会長が欠席のため、副会長が議事を進行します。

本日の署名議員は、川内委員と内原委員にお願いします。

本日の会議書記には農業委員会事務局職員の大田さんを指名いたします。

それでは、議事に入ります。

#### 議案第 1 号

(副会長)

では、第 1 号議案委員の辞任について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

この度、農業委員会会長の小松さんより、平成 31 年 3 月 8 日付けで農業委員の辞任願の提出がありました。本人からは、1 月の村議会議員選挙に出馬し、当選したことから、公務が多忙になることや、議員との兼任が望ましくないとの判断から辞任願の届出があったものです。農地法において、農業委員の辞任は、農業委員会及び首長の同意を必要とすることから、本日の議案に挙げることにしました。

(副会長)

この件について質疑はありませんか。

(笹岡委員)

農業委員と議員の兼任はできないのか。

(事務局)

法的に兼任は可能です。

(笹岡委員)

兼任が可能であるなら、任期までは農業委員として努めるべきではないか。

(副会長)

他の委員からも同じ意見が出ていることから、再考を促してはどうか。

(委員)

異議なし。

(事務局)

それでは、事務局から本人に本日の意見を報告することとします。

#### 議案第2号

(副会長)

では、第2号議案農地法第5条に係る申請について事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明させていただきます。

譲渡人〇〇と譲受人〇〇は同世帯であり、ともに農業を営んでいます。転用申請農地は自宅前の畑で、転用後は農業用倉庫や駐車場として使用する計画です。計画書に記載のとおり、農業用機械や自家用車を世帯で多数所有していることから、既存の倉庫では手狭になり、今回の申請に至りました。自宅の面積と転用農地の合計面積は1,000㎡に満たしません。転用予定地の写真は資料のとおりであるが、土地の1/4はすでに倉庫が建築されていました。聞き取りによると平成8年頃に倉庫を建築しており、転用の手続きが必要であることを知らずに建築したとのこと。この件については、転用と申請と併せて始末書を提出します。

(副会長)

この件について、質疑はありませんか。

(大田委員)

石積もすべて取り壊し、1筆を転用するのか。

(事務局)

転用は1筆すべてであるが、電柱がある部分の石積の部分は残す予定。

(意見なし)

(副会長)

それでは第2号議案に賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

(副会長)

第2号議案は原案どおり可決されました。

(副会長)

続いて第3号議案農地パトロールについて、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

毎年実施している農地パトロールについて、本年度も実施をお願いします。図面は、配付のとおり、前年の結果を踏まえた図面に更新しています。今回のパトロールで変更している箇所があれば、追記のうえ提出してください。また、報償費を支払うので、いつ実施したかを日誌に記載し、提出をお願いします。

(副会長)

何か意見はありませんか。

(井上委員)

荒廃農地 A、B の判断はどうしたらいいか。

(事務局)

遊休化していて、手を加えれば農地として再生可能な農地を荒廃 A、農地として復旧が著しく難しい農地を荒廃 B として判断してください。

(会長)

それでは、これで本日の議題は全て終了しました。

本日はこれで閉会します。

10時20分会議終了

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

馬路村農業委員会

委 員 川内 みさ

委 員 内原 博信